平成２４年（フ）第２０９号
長野県北安曇郡池田町大字池田2979番地48
県営住宅高瀬団地４―102
債務者　山﨑今朝明
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１５９号
三重県鈴鹿市稲生こがね園18番10号
債務者　丸山　千秋
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４９号
大津市蓮池町２番10―106号、前住所大津市本堅田６丁目18番６号
債務者　後口寺壽一
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５０号
大津市蓮池町２番10―106号、前住所大津市本堅田６丁目18番６号
債務者　後口寺八重子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５８号
滋賀県東近江市中野町597番地２メリーディエースⅡ202号
債務者　毛利　好宏
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１６８号
滋賀県彦根市里根町210番地１
債務者　村木　義巳
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第８６１号
京都市伏見区醍醐上ノ山町４―５　プロス上ノ山201号、住民票上の住所京都市南区東九条南山王町77番地
債務者　辻本　昭平
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１００８号
京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町９番地
ジェンティール・アドニス208
債務者　和島　美香（旧姓富濵）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４５号
京都市中京区壬生森町26番地20
債務者　堂下　英治
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９５号
京都市右京区嵯峨野芝野町２番地８　マンションみやび301
債務者　村田　悦子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４７７号
兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目12番６―204号、前住所千葉県白井市西白井３丁目13番地８
債務者　片岡　裕哉
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８０号
奈良市芝辻町４丁目１番地の15　メゾン佐保A―108号
債務者　近畿不二見こと　中尾　節子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２９４号
奈良県生駒郡三郷町勢野北４丁目４番19号203号室
債務者　木村　真琴
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３２６号
奈良市南永井町甲373番地の９
債務者　古林　　徹
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３３９号
奈良県桜井市大字金屋315番地の３
債務者　朝田　耕作
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８５号
広島県尾道市西藤町3282番地
債務者　今村　善直
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
広島県三原市宮浦３丁目12番15号　吉本荘２号室
債務者　藤本　慎一
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係